

12月定例町議会

条例の一部改正や 補正予算など11議案が可決

12月9日から17日までの9日間を会期として、12月定例町議会が開かれました。

今議会では、専決処分承認や条例の一部改正、補正予算などが審議され、いずれも原案どおり可決承認されました。
(一般質問については、来月号に掲載します)

▼専決処分の承認

前年度繰越金を財源に、農業施設及び町道復旧費用として730万2千円を追加し、一般会計予算の総額を54億7,481万2千円としました。なお、この補正予算は、10月27日の大雨被害に係る復旧費用であり、急施を要することから専決処分した旨の報告が行われ、承認されました。

▼横芝町固定資産評価審査委員会条例の一部改正

地方税法の一部改正に伴い、固定資産評価審査委員会の審議事務の合理化を図るため、書面審理及び審査における指揮権の明確化、口頭による意見陳述の機会が与えられるよう町条例が整備されました。

▼議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議会の議員の期末手当での支給率が、一般職の職員に準じて改定されました。

▼特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正

特別職の職員の期末手当での支給率が、一般職の職員に準じて改定されました。

▼一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

一般職の職員の給与及び期末手当での支給率が、国家公務員並びに県職員の給与改定に準じて改定されました。

▼職員の育児休業等に関する条例の一部改正

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所定の勤務要件を満たしている育児休業中の職員に、期末手当及び勤務手当等を支給できるように町条例が改正されました。

▼職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例の一部改正

地方公務員法の一部改正によって、地方公務員の懲戒制度の改正が行われたことに伴い、それに準じて町条例が改正されました。また、今後人事交流が予想される新東京国際空港団を、地方公共団体の事務等と密接な関連を有する法人として加えることになりました。

▼人権擁護委員の推薦

平成12年5月31日をもって任期満了と

なる人権擁護委員の伊藤喜市氏(遠山)を、引き続き同委員として推薦することが承認されました。

▼平成11年度横芝町一般会計補正予算議定

国・県支出金、寄付金、前年度繰越金を財源に、議員・特別職及び一般職の給与改定等に伴う人件費を追加修正したほか、チャイルドシート購入補助金、重度心身障害者医療給付費、大総保育所通園バス購入費、合併処理浄化槽設置整備事業補助金、農業用排水路整備及び農道新設工事補助金、文化会館維持補修工事費が増額されました。また一方、文化会館・第二保育所等の空調機器機能回復事業の精算による減額、町道Ⅱ-15号線道路改良及び橋梁架設事業の工事費から用地購入費への予算の組替え等が行われ、全体では7,833万3千円を減額し、予算総額を53億9,647万9千円としました。

▼平成11年度横芝町国民健康保険特別会計補正予算議定

特別調整交付金を主な財源としてパソコンの導入経費に、また、前年度繰越金を財源として不足が見込まれる葬祭費に、合わせて285万1千円を追加し、予算総額を11億2,290万1千円としました。

▼平成11年度横芝町農業集落排水事業特別会計補正予算議定

職員の給与改定に伴う人件費について、歳入歳出予算の総額から11万2千円を減額し、予算総額を3億8,384万6千円としました。